

「第3期伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」における
パブリック・コメントの結果概要について

1 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見募集方法

伊勢市公報、広報いせ、伊勢市ホームページ、CATV文字放送

(2) 計画（案）の閲覧場所（21箇所）

- ・市役所（福祉総務課、総務課、本館1階市民ホール）
- ・各総合支所（二見、小俣、御菌）生活福祉課
- ・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
- ・市立図書館（伊勢、小俣）
- ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
- ・福祉健康センター、ハートプラザみその

(3) 意見募集の期間

平成30年12月1日（土）から平成31年1月4日（金）

(4) 意見提出の対象者

市内に在住の方または通勤、通学している方など

(5) 意見募集の結果

意見数 2件（電子メール：2件）

2 意見内容及び市の考え

NO	寄せられた意見	市の考え
1	<p>意見 1</p> <p>「1.はじめに」について、市長の策定した挨拶が必要です。次回の策定に検討を。</p>	<p>計画決定後、印刷の際には、伊勢市長、伊勢市社会福祉協議会会長のことを巻頭に記載いたします。</p>
	<p>意見 2</p> <p>伊勢市地域福祉計画策定の住民意識調査だけではどうか？地域福祉計画は、その策定過程において「地域住民の意見を十分に反映させながら策定する」こととなっています。住民意識調査やパブコメ等では不十分だと思います。</p> <p>①例えば、市民策定会議とかで保健・医療・教育・福祉・社会参加・まちづくり等、意見を出し合い、課題の整理をして検討することが必要です。</p> <p>②市民の意見を聞く場の検討が必要です。</p> <p>例えば、各公民館、コミュニティセンター等の会館で、土・日の日中、平日の夜間に地区懇談会を開催し、住民が抱える課題等について意見を頂く事が必要です。</p> <p>③中学生によるアンケートの実施が必要です。普段の生活の状況、家族の暮らしの経済状況、ボランティア活動など、伊勢市の住民がどんなことを考え課題等があるかを抽出すること</p>	<p>①策定に当たっては、伊勢市地域福祉計画推進委員会において各関係機関の方々に参画していただき、意見を出し合い、課題の整理をしたうえで策定しております。</p> <p>②平成 26 年度から平成 30 年度までを期間とする第 2 期計画策定以降、計画の周知と新たな課題の発見を目的に、地域懇談会を開催してきました。</p> <p>また、伊勢市総合計画に関する住民意識調査の結果などを参考とするほか、民生委員・児童委員の皆様にご協力いただき、地域に関するアンケートなども実施し、寄せられた意見等も参考にしながら計画を策定してまいりました。</p> <p>計画策定後においても、前回同様、自治会やまちづくり協議会など、地域を支える皆様と調整し、地域懇談会を開催していく予定です。</p> <p>③アンケートの実施について、中学生を対象としていませんが、伊勢市社会福祉協議会では、福祉協力校事業及び福祉体験教室等において、若い世代から自分の住む地域について関心をも</p>

<p>が重要ではないですか？</p>	<p>ち、福祉に対する理解を深め、さまざまな地域活動に参画する福祉教育の充実を図っており、それらの活動を通じ、今後も意見や考え方を抽出していきます。</p>
<p>意見3 「3. 資料編について」、 ①伊勢市地域福祉計画推進委員会の設置要綱が必要です。 ②策定までの経過が必要です。</p>	<p>①、② 伊勢市地域福祉計画推進委員会に關します条例及び規則、同委員会の会議開催状況については表記いたします。</p>
<p>③高齢者や介護保険に関する相談窓口、障害者のある人に関する相談窓口、子どもや子育てに関する相談窓口など、福祉に関する相談窓口の一覧が必要です。 ④福祉関係施設一覧が必要です。</p>	<p>③、④ 福祉に関する相談窓口、福祉関係施設の一覧については、高齢、障がい、子ども分野の各担当課が別途冊子を作成していますので、本計画における表記を省略することといたします。 ・高齢…「伊勢市介護保険サービス一覧表」 ・障がい…「サービスの手引き」 ・子ども…「伊勢市の子育てハンドブック」</p>
<p>⑤ 伊勢市のボランティアセンター登録グループ名一覧が必要です。</p>	<p>⑤伊勢市ボランティアセンター登録グループ名については、伊勢市社会福祉協議会において別途冊子を作成していますので、本計画における表記を省略することといたします。 ・「伊勢市ボランティアセンター活動紹介パンフレット」</p>
<p>⑥用語集に以下の項目を追加してはどうか ・福祉なんでも相談窓口、福祉相談員、日常生活自立支援事業、生活支援員、成年後見サポートセンター、市民後見人、生活困窮者自立支援事業、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>⑥用語集に、以下の項目を追加いたします。 ・福祉相談員、日常生活自立支援事業、生活支援員、成年後見サポートセンター、市民後見人、生活困窮者自立支援事業、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</p>

<p>意見4</p> <p>「第1章 計画の策定にあたって」、資料編に社会福祉法より抜粋して地域福祉の推進(第4条)、市町村地域福祉計画(第107条)について掲載していますが、最初に載せるべきです</p>	<p>市民の皆様にとって、できる限り見やすく、分かりやすい計画の作成を心がけており、そのため、社会福祉法等の法的根拠の条文については資料に表記することといたします。</p>
<p>意見5</p> <p>「第2章 地域を取り巻く状況と今後の課題」「1. 伊勢市を取り巻く状況について」、以下の資料の追加が必要です。</p> <p>①外国人人口の推移</p> <p>②生活保護の受給状況(資料編よりは本文に掲載)</p> <p>③出生数・出生率(子どもの状況)</p> <p>④(1)人口・(2)世帯・(3)要支援者の実態について、グラフだけではなく、数値の表も明記が必要です。よりわかりやすくなります。</p>	<p>①グラフ等の数値資料については、特徴的な事象をおもに表記することといたしております。</p> <p>②生活保護の受給状況を本文に表記いたします。</p> <p>③出生数・出生率(子どもの状況)について、合計特殊出生率を本文に表記いたします。</p> <p>④一部の資料では、数値による表も用いておりますが、人口・世帯、要支援者の実態等についてはグラフを用いた表記といたします。</p>
<p>意見6</p> <p>「第5章 計画の推進に向けた具体的な取り組み」「1-2 気軽に相談出来る体制の整備」に関する重点指標の取り組みの5年後に関し、</p> <p>①「福祉なんでも相談窓口」の設置について、具体的な数値に落とすべきです。</p> <p>②地域における福祉相談員の養成について、活動している人数の掲載が必要です。</p>	<p>①「おおむね小学校区単位に1カ所ずつ設置ができています」と表記いたします。</p> <p>②現在、福祉相談員として活動している人はいませんが、地域の福祉なんでも相談窓口で相談を受け止める福祉相談員を、「おおむね小学校区単位に1人ずつ養成ができています」と表記いたします。</p>

<p>③コミュニティソーシャルワーカーの充実について、具体的な数値に落とすべきです。</p>	<p>③平成30年4月1日現在、コミュニティソーシャルワーカーを8名配置していますが、5年後、「最大20人の配置をめざし、市全体をカバーできる支援体制ができている」と表記いたします。</p>
<p>意見7</p> <p>「2-1 誰もが集える居場所の充実」に関する重点指標の取り組みの5年後に関し、共生型サロン等の設置について具体的な数値に落とすべきです。</p>	<p>現在、誰もが集える共生型の居場所については6か所展開されていますが、今後さらに地域の居場所づくりを推進し、「おおむね小学校区単位に1カ所ずつ設置できている」と表記いたします。</p>
<p>意見8</p> <p>「2-2 身近な地域における「福祉でまちづくり」体制の推進」に関する重点指標の取り組みの5年後に関し、コミュニティソーシャルワーカーの充実について、具体的な数値に落とすべきです。</p>	<p>平成30年4月1日現在、コミュニティソーシャルワーカーを8名配置していますが、5年後、「最大20人の配置をめざし、市全体をカバーできる支援体制ができている」と表記いたします。</p>
<p>意見9</p> <p>「2-4 いざという時に支え合える体制づくり」に関する重点指標の取り組みの5年後に関し、</p> <p>①緊急時に障がい者・児を受け入れできるサービスの構築について、文章がおかしいです</p> <hr/> <p>②障がい者ショートステイを4床増設について、地域生活支援拠点を1箇所配置ではないですか？</p> <p>しかし、障がい者のショートステイが5年後の4床しかないのでは少ないです、検討が必要です。</p>	<p>①「緊急時に障がい者・児を受け入れできるサービスの構築」は、「緊急時に障がい者・児を受け入れできる体制の構築」に変更いたします。</p> <hr/> <p>②「新たにショートステイを4床増設している。また、地域生活支援拠点が整備されている」に変更いたします。</p> <p>ショートステイ床数については、地域生活支援拠点の整備により今後も増床できるよう努めていきたいと考えています。</p>

	<p>意見10</p> <p>「3-2 自主的な地域活動に参加できる取り組みの推進」に関する重点指標の取り組みの5年後に関し、</p> <p>①地域で支えるサポーターの養成について、具体的な数値に落とすべきです。</p> <p>②地域へのボランティアコーディネーターの配置について、具体的な数値に落とすべきです。</p>	<p>①地域で支えるサポーターの養成については、生活支援サポーター養成講座等を通じ、「おおむね小学校区単位で養成できている」と表記いたします。</p> <p>なお、具体的な養成数などは現在検討しています。</p> <p>②住民が主体的に取り組む地域活動などに対し、活動をコーディネートできる人を「おおむね小学校区単位で配置できている」と表記し、地域活動の活性化を図ります。</p> <p>なお、具体的な養成数などは現在検討しています。</p>
2	<p>意見1</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー及び地域福祉コーディネーターまたはボランティアコーディネーターの報酬をどのように考えているのか、教えていただきたい。</p> <p>これらの人たちは、無報酬で行う者との認識なのか？</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカー及び地域福祉コーディネーターは、伊勢市社会福祉協議会職員を充てることとしています。</p> <p>ボランティアコーディネーターについては、2つの要素があると考えます。</p> <p>第1は、ボランティア講座の開催や学校・地域・企業等とボランティア活動をコーディネートする専門職としての役割で、その役割については社会福祉協議会職員が担うこととします。</p> <p>第2は、住民が主体的に取り組む地域活動等でボランティアの支援が必要となる場合、住民自身がコーディネーターとなりその地域にあった活動を行うことができる人材を地域で養成していきます。</p> <p>活動に対しての報酬については、現在、無償と考えています。</p> <p>また、ボランティアセンターとしても、スキルアップ講座、相談等を開催する予定をいたしております。</p>

<p>意見 2</p> <p>「第 5 章 計画の推進に向けた具体的な取り組み」「1-2 気軽に相談できる体制の整備」のうち、</p> <p>①まちづくり協議会と社会福祉協議会の役割分担は、どのようになっているのか説明がない。</p> <p>②社会福祉協議会が小学校区単位で窓口や相談員を配置することは、まちづくり協議会は何をするのか？</p>	<p>①伊勢市社会福祉協議会は、自治会やまちづくり協議会を含めたさまざまな地域の団体と相談しながら、気軽に相談できる場所や体制づくりに協力していただけるよう働きかけます。また、社会福祉協議会としても、立上げや運営について積極的に支援いたします。</p> <p>②まちづくり協議会、自治会等のご協力を得て設置された相談窓口では、普段から近くにお住まいの方が気軽に立ち寄り交流する場として、また困り事などの相談を相談員の方に受けとめていただき、社会福祉協議会などへ報告していただいたり、コミュニティソーシャルワーカーなどの専門職がその場に出向き、相談のあった困り事を解決していくしくみを構築したいと考えています。</p> <p>まちづくり協議会をはじめ、地域の皆様には「つなぐ」役割を担っていただきたいと考えております。</p>
<p>意見 3</p> <p>「1-6 地域活動活性化のための財源の確保」のうち、</p> <p>①財源確保の方策にクラウドファンディングを挙げているが、クラウドファンディングは事業の立ち上げ時に有効な方法であり、継続する事業には向かないものであることを、理解した上で挙げているのか教えていただきたい。</p> <p>②安定財源は税金だと思うが、伊勢市は地域活動活性化のために、税金を投入しないのか？</p>	<p>①地域活動の活性化を図るうえで、財源確保の手段の一つとして寄付型のクラウドファンディングや伊勢市社会福祉協議会の「募金百貨店募金プロジェクト」などの新たなしくみの創設について検討が必要であると考えています。</p> <p>これらのしくみに基づいて、募金などを募集することで事業の周知もかねることができると思います。また、少額寄付とし、幅広く募集することで事業の維持・継続も可能と考えます。</p> <p>②市は地域が主体的に取り組むさまざまな活動の活性化に向け、まちづくり交付金を確保し、地域の皆様とともに</p>

	<p>住民参画によるまちづくりを進めています。</p> <p>福祉分野においても、いせライフセーフティネット事業・小地域活動推進事業など、伊勢市社会福祉協議会が行う地域支援活動などへの財政負担を通じ、一層の地域活動の活性化を図ることとしています。</p>
<p>③伊勢市は、現在ある仕組みの民生委員や児童委員に対して、税金による支援をしないのか？</p>	<p>③民生委員・児童委員の活動に対しては、日常の見守り活動や研修活動に対する費用などに対し、現在も財政支援を行っており、今後も身近な地域の担い手として活動しやすい環境の整備が必要と考えます。</p>
<p>意見4</p> <p>「みんなが参加できる共生の場づくり」について、フリースペースや共生型サロンは、公民館と何が違うのか、教えていただきたい。</p>	<p>フリースペース、共生型サロンは、身近な地域の中で、高齢者や障がい、ひきこもりなどの分野や世代を超えて、誰もが気軽にふれあい、交流できる地域の中の『居場所』と位置づけており、住民の皆様のご協力をいただきながら運営するものと考えています。</p> <p>その活動場所や拠点となり得るのが、地域の中の公共施設の空スペースや、公民館や空家・空店舗と考えています。</p>